

農林漁業等の風評被害に関する損害賠償説明会の開催について

1 目 的

東京電力株式会社（以下、「東京電力」）が、福島第一原子力発電所事故による農林水産物の買い控え等に伴う風評被害の賠償請求の受付を3月27日より開始したことを受け、県としては、この内容を県内一円に周知するため、県内農林漁業者（※1）及び農林水産物等を取り扱う加工（※2）・流通業者（※3）を対象とした説明会を開催するもの。

【対象者の目安】

- ※1 次の産品を産出する県内農林漁業者（有機農産物生産者・直売所への販売生産者を含む）
 - ① 食用農産物（茶・畜産物を除く） ② 茶 ③ 食用林産物 ④ 牛乳・乳製品 ⑤ 水産物（食用・餌料用）
 - ⑥ 家畜飼料及び薪・木炭 ⑦ 堆肥（原料が家畜排泄物）
- ※2 「※1の①から⑦」の農林水産物等を取り扱う農林水産物の加工業者及び食品製造業者
- ※3 「※1の①から⑦」及び「※2」に掲げる産品等を継続的に取り扱っていた流通業者

2 主 催 宮 城 県

3 開催日時／場所 等

(1) 農林業等の風評被害に関する損害賠償説明会：別途通知済み

主な対象者	日 時	場 所	連 絡 先	
農業者、農林 産物直売所関 係者等	4月22日(月)	①説明会 10:00 から 12:00 まで	県大河原合同庁舎 4階大会議室 (大河原町南 129-1)	農産園芸環境課 環 境 対 策 班 Tel : 022-211-2845 Fax : 022-211-2849
	4月23日(火)	②相談会 13:00 から 15:00 まで	県古川農業試験場大会議室 (大崎市古川大崎字富国 88)	
	4月25日(木)		中田農村環境改善センター多目的ホール (登米市中田町上沼字西桜場 18)	

(2) 農林水産物の加工業、食品製造業及び流通業等の風評被害に関する損害賠償説明会：別添【開催案内】

主な対象者	日 時	場 所	連 絡 先	
農林水産物の 加工業者、食 品製造業者及 び流通業者等	5月 9日(木)	①午前の部 10:00 から 12:30 まで	県大河原合同庁舎 4階大会議室 (大河原町南 129-1)	原子力安全対策課 事故被害対策調整班 Tel : 022-211-2340 Fax : 022-211-2695
	5月13日(月)	②午後の部 13:30 から 16:00 まで	県大崎合同庁舎 1階大会議室 (大崎市古川旭 4-1-1)	
	5月15日(水)		県栗原合同庁舎 3階第一会議室 (栗原市築館藤木 5-1)	
	5月16日(木)		県石巻合同庁舎 5階大会議室 (石巻市東中里 1-4-32)	
	5月21日(火)	※午前・午後の 2回開催	県仙台合同庁舎 10階 1001 会議室 (仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17)	
	5月22日(水)	(事前申込制：申 込の状況により 変更あり)	県登米合同庁舎 5階 501 会議室 (登米市迫町佐沼西佐沼 150-5)	
	5月23日(木)		県気仙沼合同庁舎 2階大会議室 (気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6)	

4 内 容

- (1) 中間指針第三次追補と損害賠償請求に関する総括説明
- (2) 東京電力による損害賠償基準、請求手続等の説明
- (3) 質疑応答
- (4) 個別相談

5 そ の 他

- (1) 詳しくは、別添の各説明会開催案内をご覧ください。
※開催案内は放射能情報サイトみやぎ(<http://www.r-info-miyagi.jp/r-info/event>)にも掲載しています。
- (2) 林業、水産業については、この説明会とは別に、関係団体等を交え、損害賠償請求等について協議を進めていますので、詳細については、担当課(林業振興課:022-211-2914, 水産業振興課:022-211-2931)に確認願います。